



平成30年4月16日

各位

会社名 はごろもフーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田憲一
(コード番号 2831 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 経営企画室担当 川隅義之
(TEL. 054-288-5200)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第89期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、この取り組みの趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第89期定時株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、当社株式を株主様に安定的に保有頂くことや、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質的には平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	20,650,731株
株式併合により減少する株式数	10,325,366株
株式併合後の発行済株式総数	10,325,365株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に併合割合を乗じて算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	2,681名(100.00%)	20,650,731株(100.00%)
2株未満所有株主	63名(2.35%)	63株(0.00%)
2株以上所有株主	2,618名(97.65%)	20,650,668株(100.00%)

(注) 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式をご所有の株主様63名(所有株式の合計63株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成30年10月1日をもって、株式併合割合(2分の1)に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	82,600,000株
変更後の発行可能株式総数(平成30年10月1日)	41,300,000株

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 株式併合の条件

平成30年6月28日開催予定の第89期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第6条（単元株式数）を変更するとともに、「2. (1) 併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更いたします。なお、これらの変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力の生じる旨の附則を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部分は、変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,260万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,130万株</u> とする。
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(附則) <u>第1条 第5条および第6条の変更は、平成30年10月1日をもって、その効力を生じるものとする。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、前条の効力発 生後、平成30年10月1日をもって、 削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

平成30年6月28日開催予定の第89期定時株主総会において、上記「2. 株式併合」および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成30年4月16日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成30年6月28日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成30年10月1日(予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成30年10月1日(予定) |
| (5) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成30年10月1日(予定) |

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社は、単元株式数を 1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」にもとづき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめ市場利用者の利便性向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、当社株式を株主様に安定的に保有頂くことや、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,555株	1個	777株	7個	0.5株
例③	557株	なし	278株	2個	0.5株
例④	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②～④）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が2株未満の株主様（上記の例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、上記の例②～④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株主併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は2倍になります。したがって、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成30年6月28日 定時株主総会決議日

平成30年9月25日 1,000株単位での最終売買日

平成30年9月26日 100株単位での売買開始日

平成30年10月1日 単元株式数の変更、株式併合およびこれらにともなう定款の一部変更の効力発生日

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きは必要ございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A 9. 平成30年10月1日以降の株主優待制度については見直しを予定しています。その詳細については、後日改めてご報告させていただきます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

記

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

電話：0120-232-711（通話料無料）

受付時間：土・日・祝祭日を除く平日9時～17時

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上